○富良野市住宅改修等促進助成条例

平成21年3月24日条例第3号

改正

平成24年6月18日条例第13号 平成27年3月4日条例第1号 平成28年3月18日条例第26号 平成29年3月17日条例第14号 平成30年3月19日条例第16号 令和元年12月17日条例第47号

富良野市住宅改修等促進助成条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 住宅取得及び改修工事(第3条―第6条)
- 第3章 住宅耐震改修工事(第7条—第10条)
- 第4章 補助金の交付申請手続(第11条―第21条)
- 第5章 委任(第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住宅取得、改修工事及び耐震改修工事(以下「住宅改修等」という。)に係る費用の一部を助成することにより住宅改修等を促進し、居住環境の向上、多世代の同居による高齢者から子育て世代までの生活環境の向上、定住の促進、地域経済の活性化及び消費喚起並びに市民の地震に対する不安の解消と人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 住宅 本市に所在し、かつ、居住の用に供する部分(以下「居住部分」という。)を有する建物をいう。
 - (2) 住宅取得 多世代同居を目的とした住宅の新築及び建設済みの住宅の

購入をいう。ただし、多世代同居の当事者間の売買は除く。

- (3) 改修工事 住宅の機能や居住性を向上するための工事であって、別表 に掲げる工事をいう。
- (4) 市内建設業者 市内に事業所又は営業所等を有し、建設業を営むもので本市の制度に基づき契約者の登録をしているものをいう。
- (5) 耐震改修工事 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震診断の結果により、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の規定に適合するように行う工事及びその附帯工事又は解体工事をいう。
- (6) 耐震診断 次のいずれかに該当する住宅の地震に対する安全性の評価 をいう。
 - ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となる べき事項(平成18年国土交通省告示第184号)」による耐震診断をいう。 イ 前号に掲げる方法と同等と認められる耐震診断をいう。
- (7) 市税等 市税、介護保険料、上下水道料その他富良野市に対して納付 義務を負う金銭債務をいう。
- (8) 補助事業者 この条例により助成を受けようとする者(受けることが決定した者を含む。)をいう。
- (9) 子 配偶者(事実上の婚姻関係を含む。以下同じ。)と同居する者若しくは義務教育修了前の者(子又は子の配偶者が妊娠中で、出生後同居する予定の場合を含む。以下同じ。)を養育し、かつ、同居する者又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条の規定に基づく高等学校等に在学する者と同居する者
- (10) 子世帯 子を構成員とする世帯をいう。
- (11) 親 子の父母又は祖父母をいう。
- (12) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (13) 多世代同居 親世帯と子世帯が、住宅を取得又は改修した日から3年 以上継続して当該住宅内において同居することをいう。

第2章 住宅取得及び改修工事

(助成の内容)

第3条 市長は、住宅取得及び改修工事に係る費用の一部を助成するため、予

算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、同一住宅について、1回限りとする。 ただし、前回の交付から5ヶ年を経過した場合を除くものとする。

(補助対象住宅取得及び改修工事)

- 第4条 補助の対象となる住宅取得及び改修工事は、次のとおりとする。
 - (1) 住宅取得 第2条第2号に規定する住宅取得であって、次のいずれに も該当するもの
 - ア 住宅取得後、第2条第13号に規定する多世代同居となること。
 - イ 取得する住宅が、規則で定める規模以上のものであること。
 - ウ 取得する住宅が、建築基準法及びその他関係法令(以下「関係法令」 という。)に違反していないこと。
 - (2) 改修工事 第2条第3号に規定する改修工事であって、次のいずれに も該当するもの
 - ア 市内建設業者と契約を締結するもの
 - イ 改修工事に要する費用が50万円以上であるもの
 - ウ 改修工事の内容が、関係法令に違反していないこと。
- 2 前項に規定する住宅取得及び改修工事に要する費用には、次に掲げる費用 は含めないものとする。
 - (1) 富良野市中小企業振興条例(昭和50年条例第5号)の規定に基づく店舗等新築改修費補助事業の補助金の交付を受けてから3ヶ年を経過せず、新たに改修工事を実施しようとするときは、当該改修工事に要する費用
 - (2) 富良野市水洗化等改造資金貸付に関する条例(昭和63年条例第7号) 及び富良野市水洗化等改造に関する補助金条例(昭和63年条例第8号)の 規定に基づき資金の貸付又は補助金を受けたときは、当該工事に要する費用
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)の規定に基づき、市長が定める日常生活上の便宜を図 るための居住生活動作補助用具の設置に伴う住宅の改修費について、富良 野市地域生活支援事業実施要綱により当該改修費の給付を受けたときは、 当該工事に要する費用

- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)及び富良野市住宅改修助成要綱の規定に基づき支援を受けたときは、当該工事に要する費用
- (5) 租税公課及び産業廃棄物処理に要する費用
- (6) 住宅と直接接しない部分の工事及び外構工事に要する費用並びに家具、 家電、装飾品及び冷暖房機器の購入に要する費用
- (7) 前各号のほか、市からその他の制度により助成を受けたときは、当該 制度の助成の対象経費となる費用

(補助事業者)

- 第5条 住宅取得を行う補助事業者は、前条第1項第1号に規定する要件を満たした住宅取得を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 本市に住所を有する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票に記載されている者をいう。以下同じ。)
 - (2) 住宅取得後当該住宅の所有者(市長が別に定める場合を含む。)となり、かつ、当該住宅において多世代同居を行う者
 - (3) 補助事業者及び住宅取得後補助事業者と同一住宅に居住する者全員が、 市税等を滞納していないこと。
 - (4) 当該住宅取得の補助事業完了の届出までに、前3号に掲げる要件を満たすことが明らかな者
- 2 改修工事を行う補助事業者は、前条第1項第2号に規定する要件を満たした た改修工事を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 改修工事を行う住宅の所有者(市長が別に定める者を含む。)であって、かつ、当該住宅に現に居住している者
 - (3) 補助事業者及び同一住宅に居住する者全員が、市税等を滞納していないこと。
 - (4) 当該改修工事の補助事業完了の届出までに、前3号に掲げる要件を満たすことが明らかな者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条第1項に規定する補助対象の住宅取得及び改修 工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新築又は建売住宅の購入による住宅取得 住宅取得に要する費用(上限50万円)
- (2) 前号に規定する住宅取得以外の住宅取得 住宅取得に要する費用(上限30万円)
- (3) 改修工事 改修工事に要する費用の10分の1 (上限20万円)
- 2 前項第1号の住宅取得において、次に掲げる事由に該当する場合は、上限 額に当該各号に定める額を加算する。
 - (1) 子が養育し、かつ、子と同居する義務教育修了前の者又は子と同居する高等学校等に在学する者がいる場合 20万円
 - (2) 市内建設業者と契約を締結するもの 30万円
- 3 第1項第2号の住宅取得において、前項第1号に該当する者がいる場合は、 上限額に20万円を加算する。
- 4 第1項第3号の改修工事において、第2条第13号に規定する多世代同居を 目的とした改修工事で、改修後、多世代同居となる場合は、上限額に30万円 を加算する。
- 5 補助金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 第3章 住宅耐震改修工事

(助成の内容)

- 第7条 市長は、住宅の耐震改修工事に係る費用の一部を助成するため、予算 の範囲内で、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定による補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。
- 第8条 補助の対象となる耐震改修工事は、次に掲げる工事とする。
 - (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果により、 現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅を、耐 震性を満たすために改修するもの
 - (2) 昭和56年5月31日以前に新築として着工された住宅で、その全部を除却するもの

(補助事業者)

第9条 補助事業者は、前条に規定する要件を満たした耐震改修工事を行う者 で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 耐震改修工事を行う住宅の所有者
- (3) 当該住宅に現に居住している者。ただし、解体工事にあっては、申請 の1年以上前に居住していた者を含む。
- (4) 補助事業者及び同一住宅に居住する者全員が市税等を滞納していなこと。
- (5) 前条に規定する耐震改修工事の補助事業完了の届出までに、前4号に 掲げる要件を満たすことが明らかな者

(補助金の額)

- 第10条 補助金の額は、耐震改修工事の費用の区分に応じ、次の各号に掲げる 額とする。
 - (1) 200万円未満の場合 20万円
 - (2) 200万円以上の場合 30万円
 - (3) 前各号の規定にかかわらず、解体工事の場合 20万円 第4章 補助金の交付申請手続

(補助金の交付の申請)

- 第11条 補助事業者は、補助対象住宅取得等の区分に応じ、当該各号で定める 期間に、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。
 - (1) 住宅取得 当該住宅の所有権を有した日から1年以内
 - (2) 改修工事又は耐震改修工事 工事の着手前 (補助金の交付の決定等)
- 第12条 市長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容を審査し、 現地を確認のうえ、補助事業者に補助金の交付の決定を通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

- 第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた住宅取得等(以下「補助事業」という。)を変更又は中止若しくは廃止(以下「変更等」という。) しようとするときは、あらかじめ市長に変更等の申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づく補助事業変更等の申請を受けたときは、その

内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(着手の届出)

第14条 補助事業者は、補助事業のうち、耐震改修工事に着手したときは、規 則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、 解体工事は除く。

(中間検査)

第15条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要に応じ職員 に当該補助事業について中間検査をさせることができる。

(完了の届出)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第17条 市長は、前条の規定に基づく完了の届出を受けたときは、当該届出を 受けた日から14日以内に当該補助事業について、必要に応じ職員に実地検査 をさせ、当該届出に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこ れに付した条件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定の内容 及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当 該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第19条 補助金は、前条の規定により補助金の額を決定した後に、補助事業者 の請求により交付するものとする。
- 2 補助金の請求に関する事項は、規則で定める。

(交付の決定の取消し)

- 第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。
 - (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を

受けたとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則に違 反したと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、当該取消しを受ける補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返環)

- 第21条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合 において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を 命ずるものとする。
- 2 前項に定める返還金には、補助金交付日から返還するまでの日数に応じて 利子を付すものとし、利子の利率は年10.95%とする。

第5章 委任

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

改修工事の内容

- 1 既存の住宅のない場所に既存住宅に接して新たに住宅を建築、又は居住部分以外の部分を居住部分に変更することにより、住宅又は居住部分の床面積を増加させる工事
- 2 既存の住宅部分の一部又は全部を取り壊し、同一敷地内に住宅部分を改めて建築する工事
- 3 住宅の耐久性を高めるための工事で、次に掲げる工事
 - (1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁及び天井等 の修繕工事
 - (2) 塗装工事

- (3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事
- (4) その他耐久性を高めるために必要な工事
- 4 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次に掲げる工事
 - (1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事
 - (2) 柱又ははり等について有効な補強を行う工事
 - (3) 筋かい又は火打等による補強工事
 - (4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
 - (5) 屋根を不燃材料でふき替える等の工事
 - (6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事
 - (7) その他安全上又は防災上必要な工事
- 5 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、 次の各号に掲げる工事
 - (1) 間取りの変更等模様替えを行う工事
 - (2) 開口部等を設ける工事
 - (3) 台所、浴室又は便所を改良する工事
 - (4) 建具の取替え等の工事
 - (5) 壁紙の張り替え工事
 - (6) 断熱構造化工事及び遮音工事
 - (7) 排水設備の水洗化工事
 - (8) 合併処理浄化槽の設置工事
 - (9) その他居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事